

輸出貿易管理規則

(許可の手續等)

一 外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法

二 輸出貿易管理令（以下「令」という。）第

当する場合にあつては、別表第一の二の二で

三 法第四十八条第一項の規定による輸出の許

れかに該当する場合にあつては、別表第一の

3 令別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物の輸

4 経済産業大臣は、第一項の申請を許可又は承

(電子情報処理組織を使用した許可の手続等)

よる輸出入等関連業務の処理等に関する法律

ず、当該各号に掲げる申請様式に記載すべき事

大臣に輸出の許可を申請しようとする者 輸

二 令第二条第一項の規定により経済産業大臣

る情報を、特定入出力装置から入力し、及び専

を行つた日から当該申請に対する諾否の応答と

可証に、同項第二号の申請を承認したときは別

一号の申請を許可したときは別表第三で定める

(申請者の届出)

前項の届出をした者は、届け出た事項に変更

書にその旨を記入し、経済産業大臣に届け出な

輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省）

令第十二条第一号並びに第三号イ及びロ

第一条第三項の規定は、令第十二条第二号イ

る。

一 法第四十八條第二項の規定による経済産業

(指定加工及び加工原材料)

二、革、毛皮、皮革製品（毛皮製品を含む）。以

速やかに、経済産業大臣が告示で定める貨物に

一 貨物の輸出者の氏名又は名称及び住所

六 前号の価格の決定に關係がある契約の条件

法第五十三條第四項に規定する經濟

る経済産業省令で定める者は、部長、次長、課

経済産業大臣は、令第七条の規定による

附 則 (平成一〇年三月四日通商産業省
令第六号)

(別表様式に関する経過措置)

附則（平成二〇年八月二六日通商産業省令第七七号）

附則（平成二十一年一月二十五日通商産業省令第九八号）

附則（平成二十一年一月一五日通商産業省令第九九号）

附則（平成二年二月一七日通商産業省令第一一五号）

附則（平成二年三月一日通商産業省令第二四号）

2 この省令の施行の際現にこの省令によ

前の輸出貿易管理規則第一条の二第二項の規定により提出された輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第十三条第二項の規定による届出は、この省令による改正後の輸出貿易管理規則第一条の三第一項の規定により提出された輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第十三条第二項の規定による届出、輸入貿易管理規則第二条の三第一項の規定により提出された輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第二十条第二項の規定による届出及び貿易関係貿易外取引等に関する省令第一条の三第一項の規定により提出された外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第二十八条第二項の規定による届出とみなして、

附則（平成二二年三月二四日通商産業省令第三九号）

附則（平成二二年一〇月一三日通商産業省令第二三二号）

附則（平成一四年二月二七日經濟産業省令第二二四号）

附則（平成一五年二月三日經濟產業省令第九号）

附則（平成一五年六月六日經濟產業省令第七〇号）

当分の間、この省令による改正後の別表第二の様式に代えて使用することができる。

1 この省令は、平成十七年六月一日から施行す

る。

（経過措置）

2 この省令による改正前の輸出貿易管理規則別

表第一、別表第一の二及び別表第二並びに貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式第三の様式は、当分の間、それぞれ、この省令による改正後の輸出貿易管理規則別表第一から別表第一の三まで、別表第一の四及び別表第二並びに貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式第三の様式に代えて使用することができる。

この省令は、平成十七年七月一日から施行する。

この省令は、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律

附則（平成二年二月一〇日經濟産業省令第六六号）抄

ら施行する。
(過措置)

規則第三條の第三項 輸入貿易管理規則第三條の第三項及び貿易関係貿易外取引等に関する

附則（平成二年三月五日經濟產業省令第六号）抄

行する。
(過措置)

この省令による改正前の様式（外国為替
外国貿易法第六十八条第二項に規定する証

附則（平成二九年七月一四日經濟産業省令第五四号）

附則（平成二九年九月一五日經濟産業省令第六八号）

附則（平成三〇年一月一六日經濟産業省令第六四号）

附則（令和元年一二月一三日經濟産業省令第四九号）

附 則（令和二年四月三〇日経済産業省
令第四三号）

省令第九二号)
(行期日)

案 この省令の施行の際現にあるこの省令に
改正前の様式（次項において「旧様式」と

(の省令の施行の際現にある旧様式による用
(第九十二条による改正前の電気事業法等の

附 則（令和四年三月一五日経済産業省
令第一六号）

附則（令和四年六月一〇日経済産業省
令第五二号）

この省令は、令和四年六月十七日から施行する。

[illegible]

条件

経費産業大臣の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

[illegible][illegible]

[illegible]別表第一の三[illegible]

- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑

[illegible]

附 錄					
附錄內容	附 錄 一	附錄二	附錄三	附 錄 四	附錄五

- 注 (1) 本誌の欄は、記入しないで下さい。
- (2) 記載事項は、やむを得ない場合には、裏面に記入しても差し支えありません。
- (3) 読者の欄は、読者が申請時に決定していない場合には、「未定」と記入して下さい。
- (4) 用紙の大きさは、A4用紙とします。
- (5) この申請書は、編入審査要領(第3章)第22条に該当する場合には、使用できません。

[illegible]

⑦ 加工振替 期

⑧ 加工費として引当法適用品目内振替

番 号	品 名	需 要 日 数	率	単 位	数 量	価 値	
						原 価	数 額
					計		計

⑨ 備 考

⑩ 承認又は承認せず

この承認は加工振替要約による承認申請承認書、輸出貨
 品振替要約承認書と承認⑨及び承認⑩を承認 承認
 ⑨ ⑩ 並びに内国為替及び外国為替両面の承認書
 の両方に記入

内国為替を併せて承認する
 承認しない

⑪ 備考 この承認証が使用期限を満したとき及びこの承認証が承認⑨及び⑩の
 輸出貨品の出荷を完了したとき、これを承認書兼承認⑨及び⑩の
 反行用紙として有効。

関係各課長の記名押印
 日 付
 承認 押印
 記名押印

[illegible][illegible]

出 「監視番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX番号」の欄は、前葉に記載したものと異なる場合のみ記入して下さい。